

✚ 貨物概要

焼成した天然のマグネサイトを粉砕し、水を加えてブリケット状に成型したもの

製 法：天然マグネサイトを焼成→粉砕→水を加え混練→成型機にて加圧し、ブリケット状に成型→乾燥（露天静置）

性 状：ブリケット状（最大寸法 5 cm 程度の不均一な塊状）

用 途：鉄鋼用造滓（ぞうし）材（スラグ形成材）、転炉用炉壁保護材

包 装：バルク

成 分：MgCO<sub>3</sub>、MgO、Mg(OH)<sub>2</sub>

✚ 分類

関税率表第 3824.99 号－4（統計番号 3824.99-999）のその他の化学工業生産品

✚ 分類理由

本品は、天然のマグネサイトを焼成（①）し、少量の水を加えてブリケット状に成型したものです。成型時に水を添加することにより、本品の成分の一部が水酸化マグネシウムに化学変化（②）していますので、本品は、関税率表第 25.19 項の天然のマグネサイトには分類されません。

本品は、マグネサイトをもととする化学工業生産品であり、他の項に該当しないその他の化学工業生産品として、上記のとおり分類されます。

①：天然マグネサイト（MgCO<sub>3</sub>）の一部について、  
MgCO<sub>3</sub> → MgO + CO<sub>2</sub>

②：焼成マグネサイト（MgO）の一部について、  
MgO + H<sub>2</sub>O → Mg(OH)<sub>2</sub>

✚ 分類のポイント

本品は、造粒のために水を添加することにより、成分の一部が水酸化マグネシウムに化学変化していることから、関税率表 25 類注 1 及び同表第 25.19 項において定める処理方法を超えて加工したものであり、同表第 25.19 項の物品の範疇とは認められません。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合におい  
ては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずるこ  
とがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望  
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）